

平成29年（ワ）第164号、平成30年（ワ）第55号 損害賠償請求事件

原告 林 修 外

被告 東京電力ホールディングス株式会社

準備書面（105）

浪江町の状況等

令和5年9月29日

福島地方裁判所いわき支部合議1係 御中



被告訴訟代理人 弁護士 田 中 清



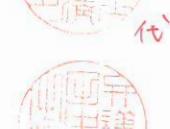
同 金 山 伸 宏



同 中 嶋 乃 扶 子



同 小 谷 健 太 郎



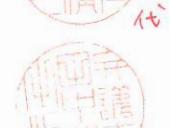
同 川 見 唯 史



被告訴訟復代理人 弁護士 岡 野 真 之



同 三 森 健 司



同 堀 尾 拓 未



同 金 川 素 大

外



目次

第1 本件事故前の浪江町の状況	3
1 地理的概況等	3
2 本件事故前の人団推移・構成等（過疎化及び高齢化の進行）	4
3 本件事故前の産業構造等	6
(1) 農業	8
(2) 卸売・小売業	10
(3) 製造業	12
4 財政状況	13
第2 浪江町における地震・津波による甚大な被害について	13
第3 避難指示解除後、現在に至るまでの浪江町の状況	16
1 政府による避難指示の状況	16
2 除染作業の進捗状況・空間放射線量の状況	17
3 帰還困難区域における特定復興再生拠点区域の設定及び解除	20
4 帰還状況等	21
5 現在の浪江町の状況	24
(1) 生活インフラ等	24
(2) 営農の状況	25
(3) 漁業の状況	27
(4) 産業団地	28
(5) 教育機関	29
(6) その他の商業・交流施設	31
(7) 町内の市民活動・交流の状況等	36
第4 結語	38

第1 本件事故前の浪江町の状況

1 地理的概況等

福島県双葉郡浪江町は、本件原発の北西約4～34キロメートル、東は太平洋に面し、西は阿武隈山系に囲まれた、「浜通り」のほぼ中央に位置する合計33の大字（権現堂・高瀬・幾世橋・北幾世橋・棚塙・請戸・中浜・両竹・西台・藤橋・川添・牛渡・樋渡・谷津田・田尻・小野田・加倉・荔宿・酒田・立野・井手・小丸・大堀・酒井・末森・室原・津島・南津島・川房・昼曾根・下津島・赤宇木・羽附）からなる自治体である（乙B第681号証）。その周囲は、南相馬市、飯舘村、川俣町、二本松市、田村市、葛尾村、双葉町、大熊町に囲まれている（【図1】¹）。

浪江町を通過する主要な幹線道路は、常磐自動車道、国道6号、114号、39号、459号であり、自動車を利用した場合の所要時間は、いわき市から約50分、仙台市から約1時間10分、福島市から約1時間30分である。また、浪江町には、JR常磐線の浪江駅が存在し、東京（上野）からの所要時間は約3時間、仙台からの所要時間は約1時間10分である（乙B第682号証、乙B第683号証）。

¹ 出典：福島県HP（<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01010d/koho-chizu.html>）



【図1】福島県内の地理的概況

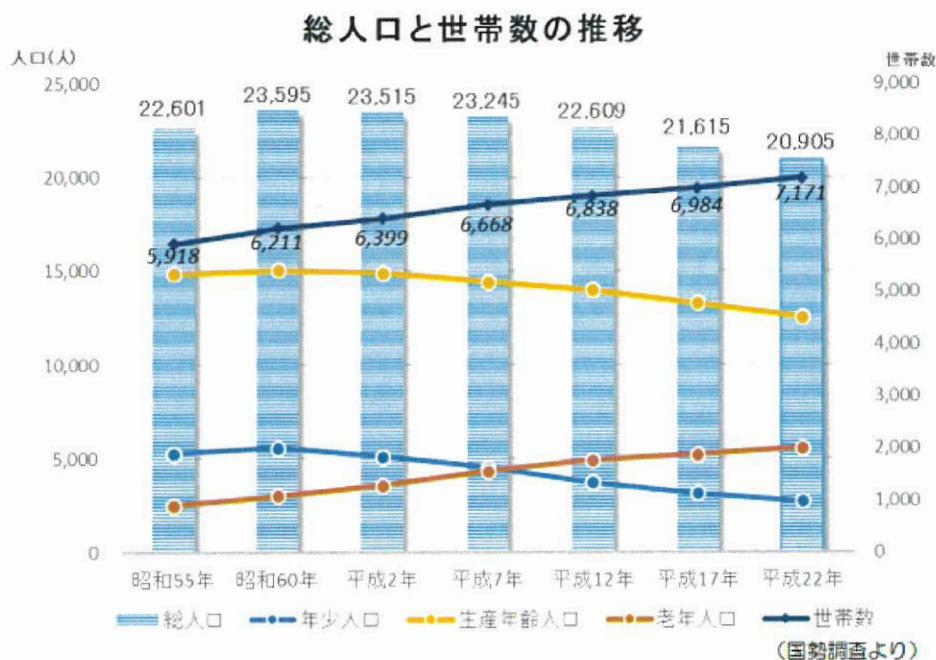
2 本件事故前の人団推移・構成等（過疎化及び高齢化の進行）

浪江町の人口は、昭和25年にピークを迎え、2万7642人²（国勢調査より、以下同じ。）が居住していたが、その後減少傾向を示し、昭和50年、昭和55年、昭和60年には一時回復したものの、その後再び減少傾向となり、平成22年においては2万1000人を下回った。また、平成12年から平成22年までの人口の増減率は、福島県全体でマイナス4.6%、福島県のうち避難指示が出された12市町村（以下「12市町村」という。）がマイナス7.1%であるのに対し、浪江町ではこれらをいずれも上回るマイナス7.5%となっている。この点、本件事故前である平成22年（2010年）前の状況を前提とした人口推計によれば、浪江

² 大堀村、苅野村、津島村、請戸村、幾世橋村を含む現在の浪江町の町域での総人口である（乙B第685号証・3頁）。

町の人口は、2030年には1万6308人、2040年には1万3789人、2050年には1万1181人、2060年には8910人まで減少すると予測されていた³。

また、年齢区分で見ても、生産年齢人口（15～64歳）及び年少人口（0～14歳）は本件事故前から一貫して減少傾向を辿る一方で、老人人口（65歳以上）は増加し続け、平成7年（1995年）には老人人口が年少人口を上回り、本件事故前の平成22年時点では、総人口に占める老人人口の割合は、福島県全体の25.0%を上回る26.7%に達していた。（以上、【図2】⁴、乙B第245号証・2頁、乙B第684号証・3～7頁、乙B第685号証・3～4頁、20頁）



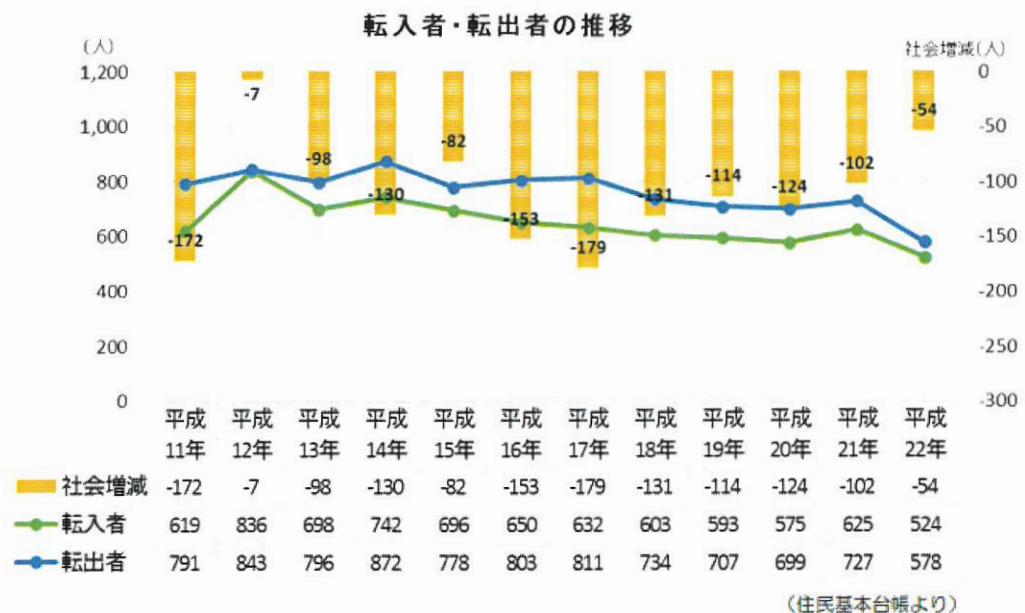
【図2】浪江町における総人口と世帯数の推移

³ 人口推計の概要は以下のとおりである（乙B第685号証・20頁）。

- ・平成22年の国勢調査の人口を基準とし、コーホート要因法により推計。
- ・合計特殊出生率は平成22年の町の出生率である1.64のまま変化しないと仮定。
- ・人口の社会動態は「平成17年→平成22年」の社会動態の状態が今後も継続したと仮定。

⁴ 出典：乙B第685号証・4頁「総人口と世帯数の推移」。

浪江町における転入・転出数の推移を見ると、本件事故前から転出数が転入数を上回る状況が続いている。主な転出先は、南相馬市、いわき市及び福島市等であり、近隣の都市部に人口が流出する傾向にあったことがうかがわれる。(以上、【図3】⁵、乙B第685号証・10頁)



【図3】浪江町における転入者・転出者の推移

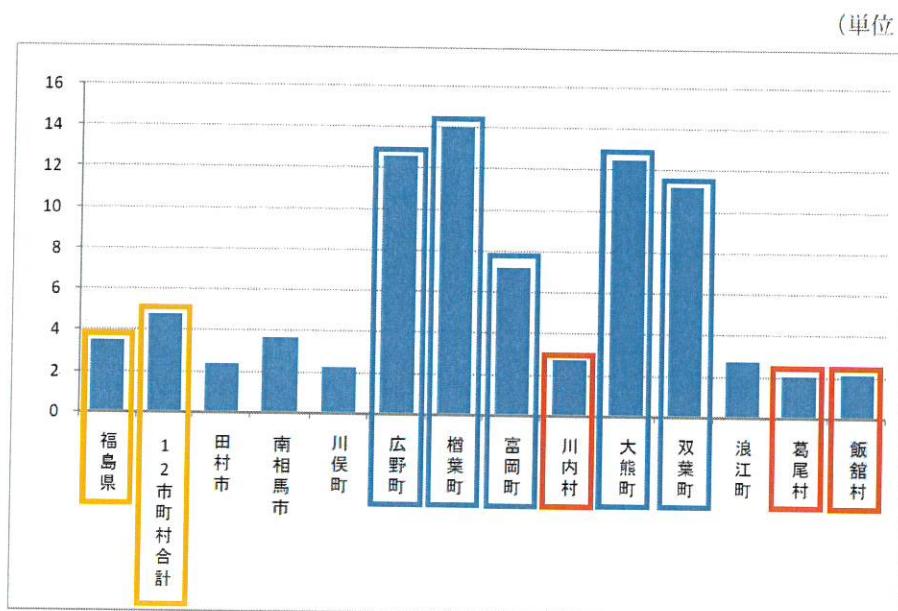
以上のとおり、浪江町においては、本件事故以前から、人口減少と少子高齢化が同時に顕在化していた。

3 本件事故前の産業構造等

浪江町では、福島県全体と比較すると、就業構造、域内総生産ともに第一次産業

⁵ 出典：乙B第685号証・10頁「転入者・転出者の推移」。

及び第二次産業の構成比がやや高い状況にある一方、他の12市町村との比較においては、就業構造、域内総生産ともにほぼ同等の構成比となっていた。平成22年時点での第一次産業に従事する者が全体の8.9%、第二次産業に従事する者が32.2%、第三次産業に従事する者が58.8%を占めていた。また、町民一人当たりの総生産は福島県全体及び他の12市町村の平均を下回っており（【図4】⁶）、町民所得は福島県全体の平均及び他の12市町村の平均をやや下回る状況にあった（【図5】⁷）。（以上、乙B第245号証・6～9頁）



【図4】一人当たり総生産

⁶ 出典：乙B第245号証・8頁「(3) 1人当たり総生産」

⁷ 出典：乙B第245号証・9頁「(4) 1人当たり市町村民所得」

	一人当たり 町村民所得(千円)	県を100とした 所得水準
福島県	2,501	100.0
12市町村合計	2,617	104.6
田村市	1,919	76.8
南相馬市	2,447	97.8
川俣町	1,879	75.2
広野町	4,230	169.1
楓葉町	4,229	169.1
富岡町	3,574	142.9
川内村	1,874	74.9
大熊町	4,406	176.2
双葉町	4,062	162.4
浪江町	2,427	97.1
葛尾村	1,588	63.5
飯舘村	1,568	62.7

【図5】一人当たり市町村民所得

(1) 農業

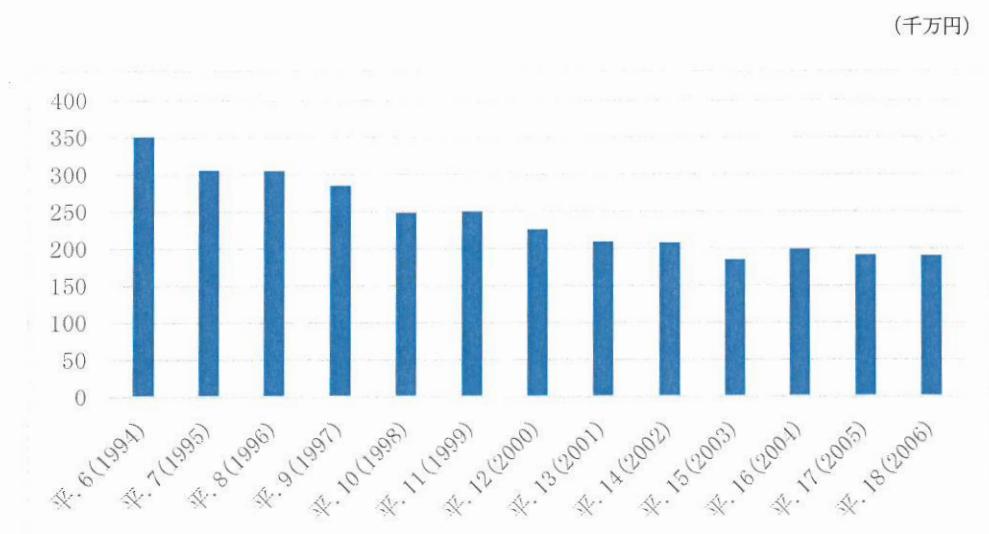
農業は、浪江町の基幹産業の一つであり、主要品目である米を中心として、野菜、果樹、畜産等を組み合わせた経営形態を成していた（乙B第684号証・2～3頁）。浪江町の農業産出額⁸を見ると、耕種合計や、そのうちの主要農産物である米だけをみても、以下のとおり本件事故前から漸次減少傾向にあったことが確認でき（【図6】⁹、【図7】¹⁰、乙B第686号証、乙B第589号証）、畜産についても多少増減はあるものの、平成9年頃をピークとして減少傾向にあつ

⁸ 農林水産省「生産農業所得統計」上、農業産出額は「耕種」（米、麦類、雑穀、豆類、いも類、野菜、果実、花き、工芸農作物、種苗・苗木類・その他）、「畜産」（肉用牛、乳用牛、豚、鶏、その他畜産物）及び「加工農産物」に分類される。

⁹ 乙B第686号証、乙B第589号証・農林水産省「生産農業所得統計」より作成。

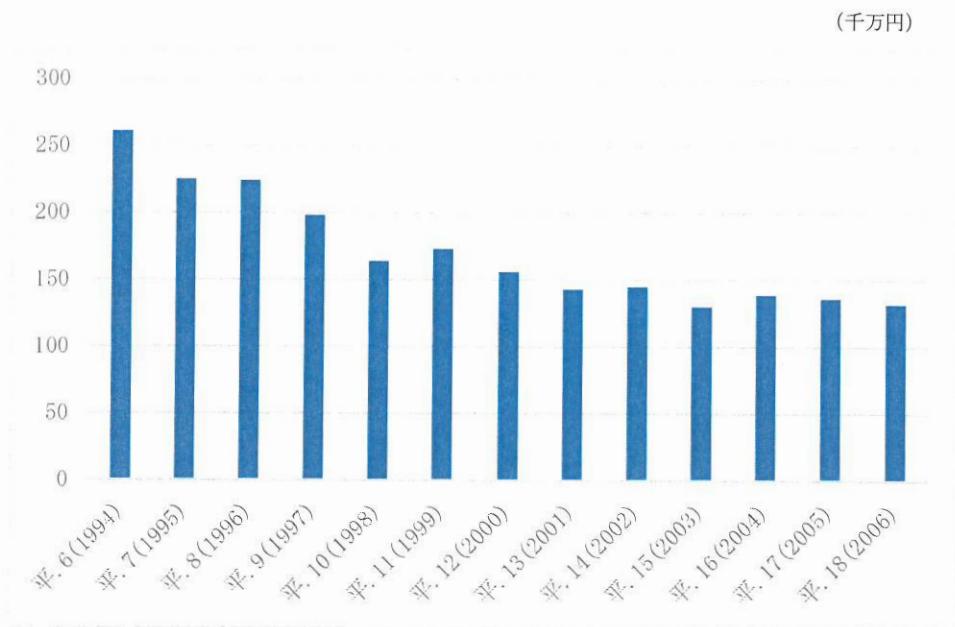
¹⁰ 乙B第686号証、乙B第589号証・農林水産省「生産農業所得統計」より作成。

たことがうかがわれる（【図8】¹¹、乙B第686号証、乙B第589号証）。加えて、浪江町の農業は、本件事故前から担い手の高齢化という問題も抱えていた（乙B第687号証・10頁）。

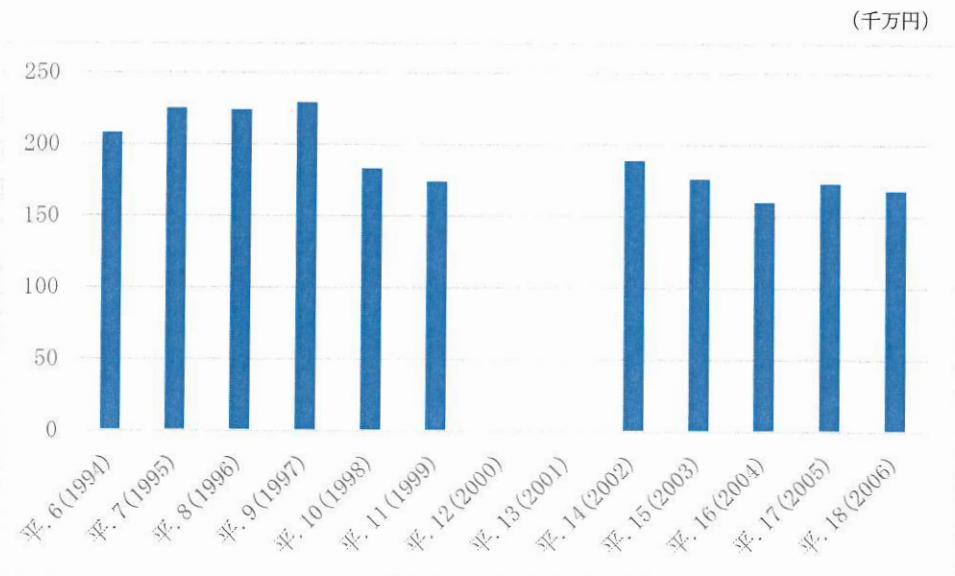


【図6】浪江町における農業産出額（全耕種）の推移

¹¹ 乙B第686号証、乙B第589号証・農林水産省「生産農業所得統計」より作成。なお、平成12年及び平成13年は、該当するデータがないため、0千万円として作成。



【図7】浪江町における農業産出額（米）の推移



【図8】浪江町における農業産出額（畜産）の推移

(2) 卸売・小売業

浪江町には、本件事故前の平成19年時点で卸売業の事業所が45箇所、小売業の事業所が259箇所あり、卸売・小売に係る年間商品販売額は12市町村中

3番目の規模であった（【図9】¹²、乙B第245号証・9頁）。

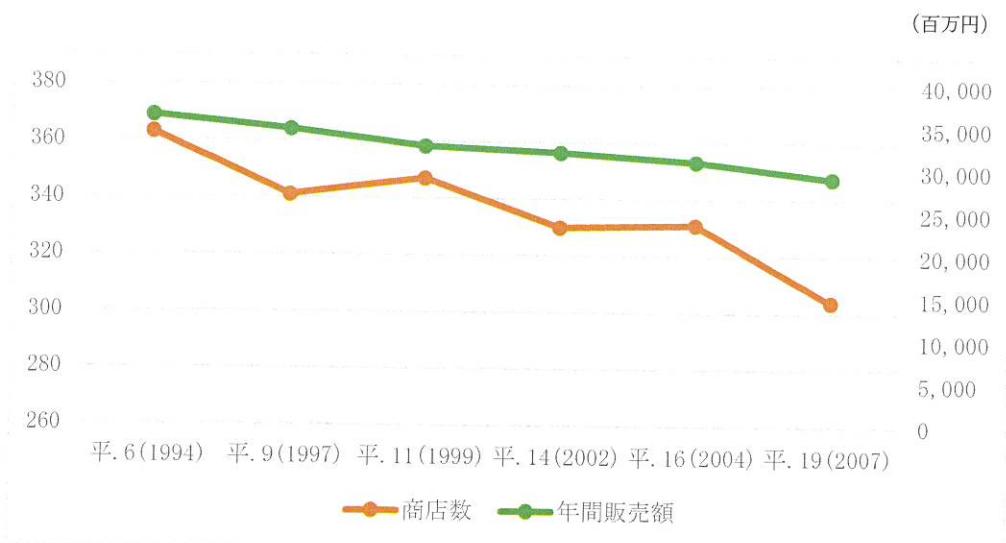
	卸売・小売業計		卸売業		小売業		
	事業所数	年間商品販売額 (百万円)	事業所数	年間商品販売額 (百万円)	事業所数	年間商品販売額 (百万円)	売場面積 (m ²)
福島県	26,124	4,670,152	4,869	2,631,244	21,255	2,038,908	2,747,602
12市町村合計	2,723	263,958	372	91,492	2,351	169,608	256,050
田村市	590	43,568	66	13,560	524	30,009	43,757
南相馬市	948	122,164	163	53,031	785	69,134	101,566
川俣町	222	16,714	30	4,189	192	12,525	28,336
広野町	61	2,940	8	561	53	2,379	3,279
楓葉町	76	4,685	3	564	73	4,121	3,809
富岡町	209	24,382	33	6,373	176	18,009	24,937
川内村	41	807	1	X	40	X	1,363
大熊町	106	10,645	9	2,884	97	7,761	6,886
双葉町	94	6,347	9	1,870	85	4,477	6,631
浪江町	304	29,204	45	8,412	259	20,792	31,429
葛尾村	18	450	3	48	15	401	827
飯舘村	54	2,052	2	X	52	X	3,230

【図9】卸売・小売事業所数・年間商品販売額

一方、浪江町における卸売・小売業の事業所数及び年間商品販売額の推移は以下のとおりであり、いずれも本件事故前から減少傾向にあったことが確認できる（【図10】¹³、乙B第591号証～乙B第596号証）。

¹² 出典：乙B第245号証・9頁「(5) 卸売・小売業」

¹³ 乙B第591号証～乙B第596号証・経済産業省「商業統計」より作成。



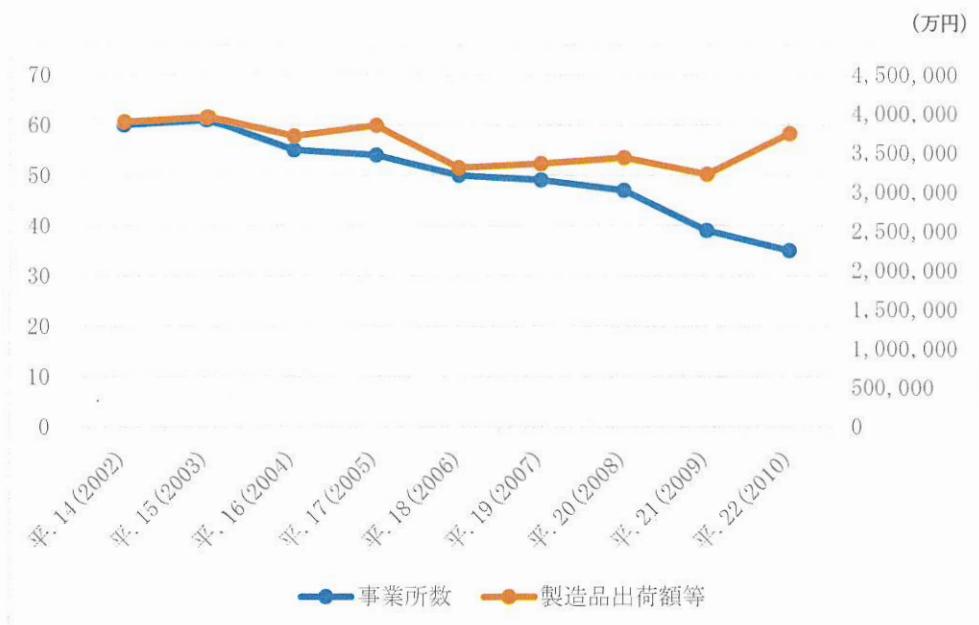
【図10】浪江町における卸売・小売業の事業所数及び年間商品販売額の推移

(3) 製造業

浪江町では、平成22年時点で製造業に従事する者が全体の14.1%を占め、域内総生産の25.2%を製造業が占めていた（以上、乙B第245号証・6～7頁）。

浪江町の製造業の事業所数及び製造品出荷額等の推移を見ると、以下のとおり、事業所数については本件事故前から減少傾向にあったことが確認でき、また、製造品出荷額等についても、増減はあるものの、ピーク時の平成15年以降、継続して同年の数値を下回る状況が続いていることが確認できる（【図11】¹⁴、乙B第600号証～乙B第608号証）。

¹⁴ 乙B第600号証～乙B第608号証・経済産業省「工業統計表」より作成。



【図11】浪江町における製造業の事業所数及び製造品出荷額等の推移

4 財政状況

浪江町における平成21年度の財政状況は、経常収支比率（財政構造の弾力性を表す指標で、この比率が高いほど投資的経費等の臨時の経費に使用できる一般財源が少なく、財政構造が弾力性を失っていることを示している。）が82.8%となっており、財政構造の「弾力性を失いつつある」水準とされる80%を上回っていた。

また、財政力指数（地方公共団体の財政力の強弱を示す指標）は0.47となっており、財政に余裕があるとされる1を大きく下回っていた。（以上、乙B第245号証・12頁）

第2 浪江町における地震・津波による甚大な被害について

浪江町においては、東日本大震災により震度6強の地震に見舞われた。また、浪江町は太平洋沿岸に位置し、北部を請戸（うけど）川が、南部を高瀬川が流れ、河口近くで合流して太平洋に注ぐその地理的状況から、津波による甚大な被害を受け

た。平成24年に東京大学大学院と福島県のチームが浪江町の請戸漁港の倉庫や請戸小の体育館に残る津波の痕跡などを調べた結果、浪江町に到来した津波の高さは15.5mと算出されている。これらの地震・津波により、浪江町では、多くの町民が命を失うとともに、家屋の倒壊・損壊・流出等の被害が発生し、死者数は182名（このうち、津波による溺死が150名、行方不明であるものの死亡届が出された人が31名、圧迫死が1名）、全壊家屋数は651戸（このうち、津波による流失が586戸、地震による全壊が65戸）を数えた。



浪江町においては、請戸地区、中浜地区、両竹地区、棚塩地区が津波の襲来を受け、町全体面積の3%にあたる約6平方キロメートルが浸水した。浪江町の浸水域の人口・世帯数についてみると、それぞれ3356人、1006世帯であり、全人口に対する浸水域人口割合は16.1%にも及んだ。東日本大震災後、津波被害の大きかった地域は災害危険区域に指定され、現在に至るまで住宅や宿泊を伴う施設の建築が制限されており（乙B第427号証）、当該区域に居住していた住民については本件事故の有無にかかわらずいずれにせよ他所への移住を強いられる状況

にあった。

また、町内の事業所や農地についても津波による甚大な被害を受け、震災時に町内で事業を営んでいた全事業所数の 22.0% にあたる計 250 事業所（全事業者数の 28.7% にあたる 2387 名）が浸水被害を受け、農地については全耕地面積の 13.5% にあたる 366 ヘクタールが津波により流出又は冠水等の被害を受けた。



【両竹地区】(平成23年4月16日撮影)
津波によって家屋や車等が流れ互疊となって山積みしている。



【靖戸地区】(平成23年5月27日撮影)
津波によって多くの家屋が流出している。



(以上、乙B第688号証・44~51頁、乙B第513号証・2~7頁、乙B
第494号証・2頁)

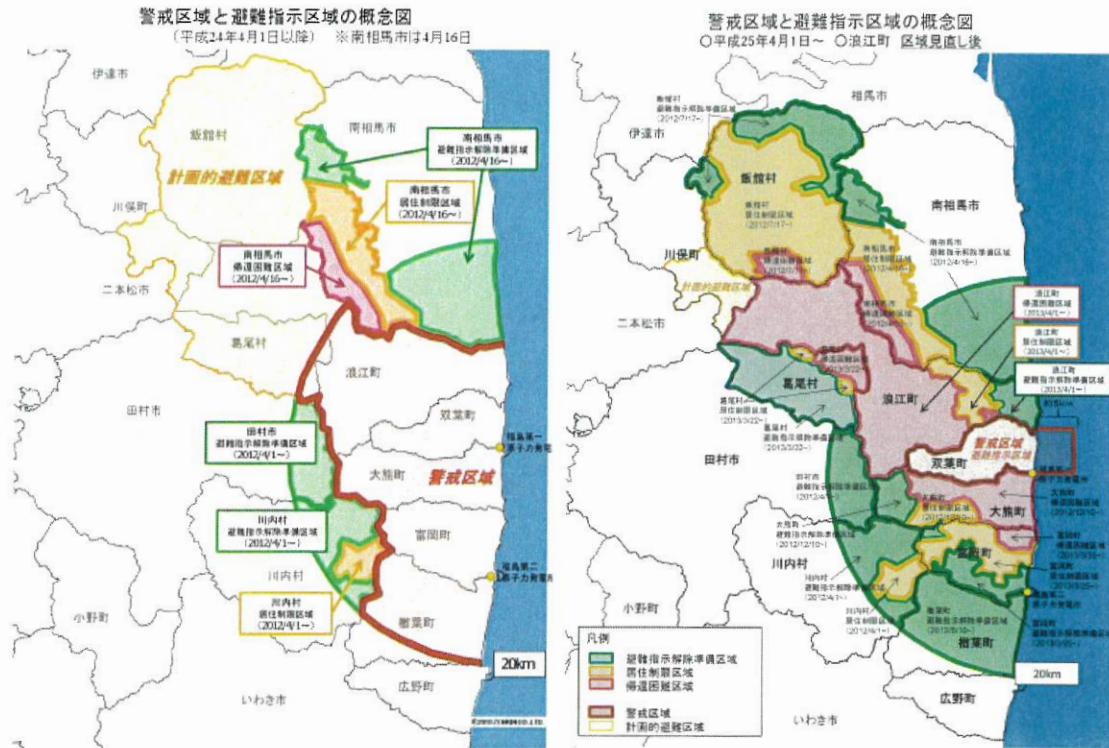
第3 避難指示解除後、現在に至るまでの浪江町の状況

1 政府による避難指示の状況

浪江町においては、本件事故後の平成23年3月12日に、本件原発の半径20キロメートル圏内に避難指示が出され（乙B第14号証）、同年4月22日に本件原発の半径20キロメートル圏内が警戒区域に、半径20キロメートル以遠が計画的避難区域に指定された（乙B第17号証、乙B第18号証、乙B第586号証）。その後、平成25年4月1日に、避難指示区域の見直しにより、帰還困難区域（該当地区：井手・小丸・大堀・酒井・末森・室原・津島・南津島・川房・昼曾根・下津島・赤字木・羽附）、避難指示解除準備区域（該当地区：権現堂・高瀬・幾世橋・北幾世橋・棚塙・請戸・中浜・両竹・西台・藤橋）又は居住制限区域（該当地区：川添・牛渡・樋渡・谷津田・田尻・小野田・加倉・荔宿・酒田・立野）の3区域に再編されたが（乙B第681号証）、平成29年3月31日に帰還困難区域を除いて区域指定は解除された（【図12】¹⁵、乙B第585号証）。また、帰還困難区域の一部（室原地区、末森地区、津島地区）については、平成29年12月22日付で「特定復興再生拠点区域復興再生計画」の認定を受け、避難指示解除を目指すとともに、特定復興再生拠点区域が設けられた（後記3参照）。

なお、平成23年12月26日に公表されている原子力災害対策本部の考え方によれば、政府による避難指示の解除（避難指示解除準備区域の指定の解除）の要件は、「電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスがおおむね復旧し、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗した段階で、県、市町村、住民との十分な協議を踏まえ、避難指示を解除する」とされている（乙B第23号証・8頁、乙B第584号証・7頁参照）。

¹⁵ 出典：福島県HP (<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/cat01-more.html>)



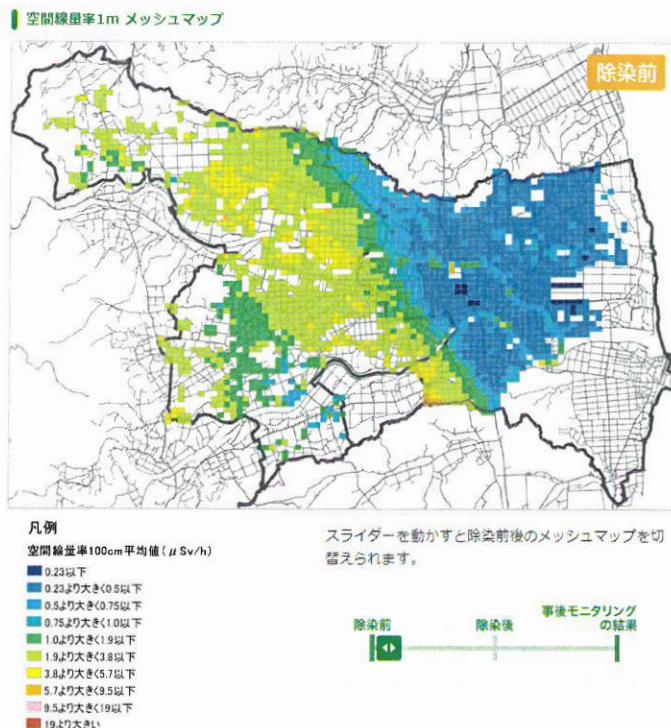
【図12】避難指示区域の変遷

2 除染作業の進捗状況・空間放射線量の状況

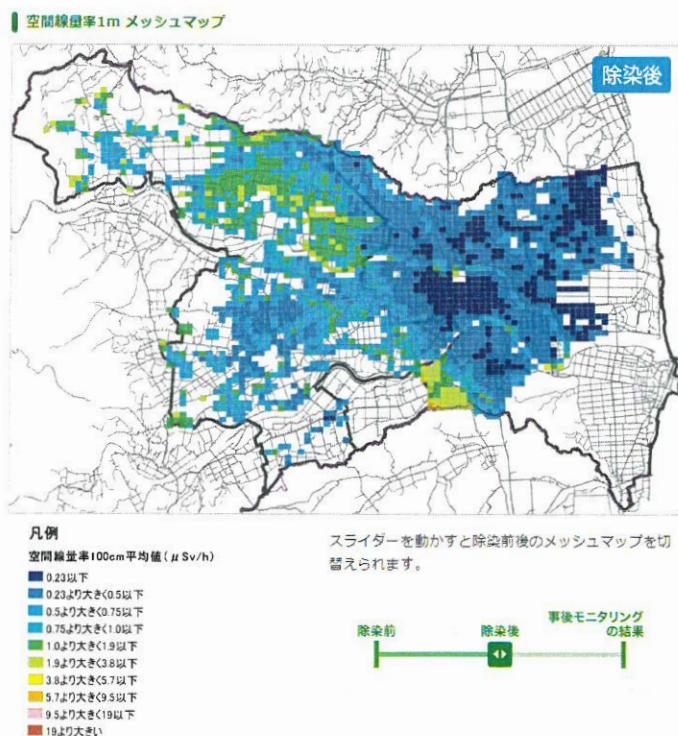
浪江町は、国直轄による除染の対象区域となっているところ（乙B第583号証参照）、国による除染実施計画に基づく面的除染は平成29年3月末までに完了している（乙B第583号証）。

除染の前後を通じた空間線量の推移は下記のメッシュマップのとおりであり、浪江町では、かかる面的除染の実施により、事後モニタリング測定時期（平成29年6月～平成30年2月）には、多くの地点で毎時0.5マイクロシーベルトを下回る状況になっていることが確認できる（【図13】～【図15】¹⁶、乙B第689号証）。

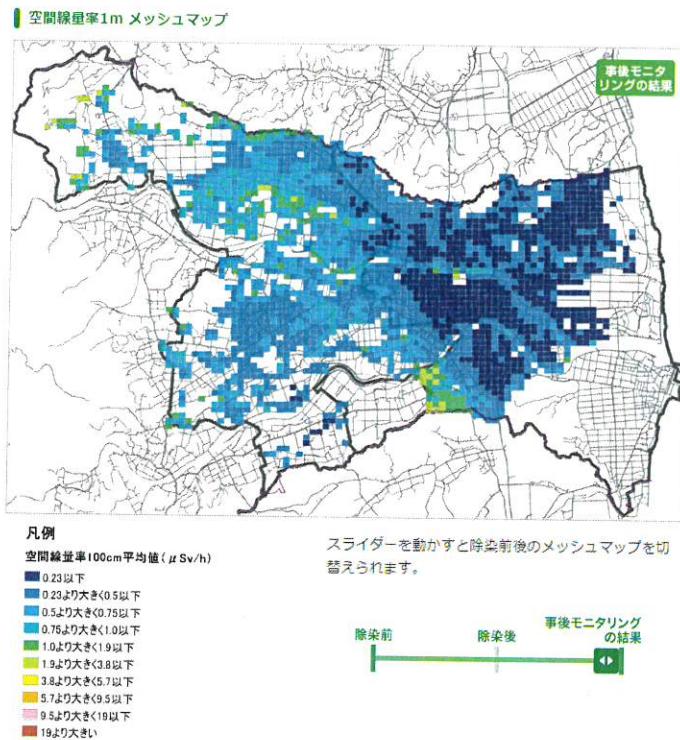
¹⁶ 出典：環境省HP (<http://josen.env.go.jp/area/details/iitate.html>)。なお、これらのメッシュマップについては、青色が濃いほど空間線量が低くなっている。



【図13】メッシュマップ・除染前



【図14】メッシュマップ・除染後



【図15】メッシュマップ・事後モニタリング時

なお、浪江町の水道水は、阿武隈山系の森が育んだ伏流水を使用しているところ、取水場において24時間体制で行っている放射性物質に関する検査では、常に「不検出」という結果が出ている。令和3年には、国際的な品質評価コンテスト「モンドセレクション」において、浪江町の水道水「NAMIE WATER～なみえの水～」が金賞を受賞している（乙B第690号証・8頁）。



3 帰還困難区域における特定復興再生拠点区域の設定及び解除

浪江町は、町内で帰還困難区域として指定されている地区的うち、室原地区、末森地区、津島地区について、平成29年12月22日付けで福島復興再生特別措置法第17条の2に基づき「特定復興再生拠点区域復興再生計画」の認定を受け、避難指示解除を目指すとともに、帰還困難区域の一部に特定復興再生拠点区域（避難指示を解除して居住を可能にし、復興再生の拠点とされた区域）を設けた（乙B第691号証・1頁）。

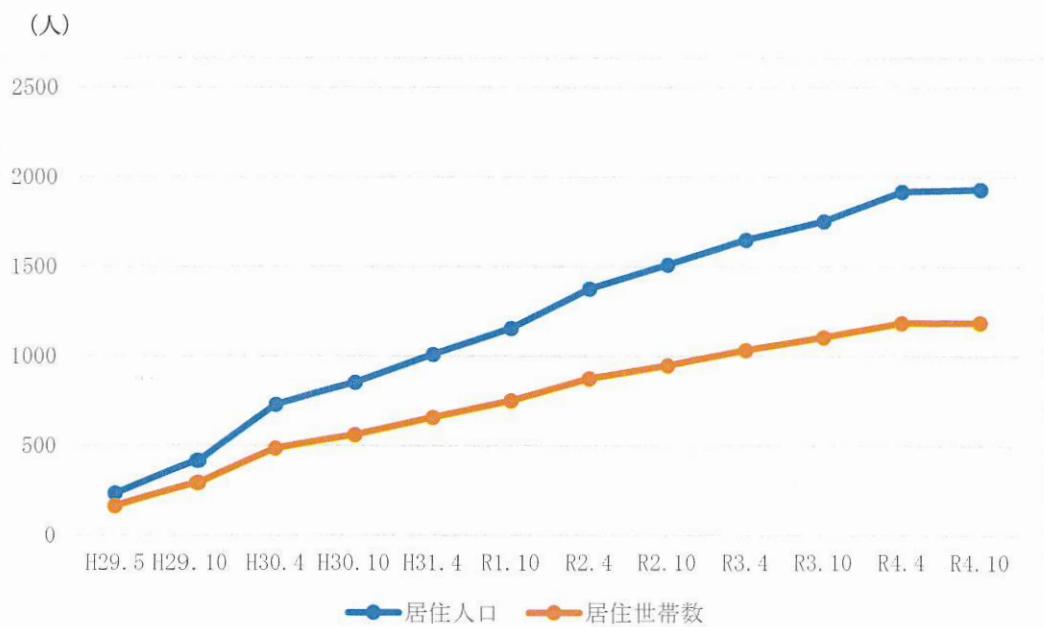
具体的には、令和5年3月までの当該区域全域の避難指示解除を目指して、除染・家屋の解体、道路・上下水道等のインフラの復旧、農業水利施設の復旧整備・圃場整備等が進められた（乙B第691号証・添付1及び同2）。令和4年9月1日からは当該区域で準備宿泊¹⁷が開始されている（乙B第692号証・3頁）。また、それに先立ち、同年4月1日に、復興の前線拠点として、浪江町役場津島支所が業務を再開している（乙B第693号証）。そして、特定復興再生拠点区域において

¹⁷ 準備宿泊とは、「ふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊」を指し、避難指示が解除された場合に円滑に生活を再開できるよう、希望する住民が避難指示が継続している区域内に宿泊して準備作業を行うことができる制度である。

は、令和5年3月31日午前10時をもって当該区域全域の避難指示が解除された（乙B第701号証）。

4 帰還状況等

国勢調査の結果（いわゆる国勢調査人口）では、平成22年時点における浪江町の人口は2万2609人、世帯数は7171世帯とされている（乙B第245号証・2～4頁）。



【図16】居住人口・居住世帯数の推移

上記グラフのとおり、避難指示が解除された直後の平成29年4月以降には居住人口が順次増加し、その後は平成30年4月、平成31年4月、令和2年4月のタイミングで居住人口が増加しており、学校等の新年度開始時期に合わせて帰還をした町民が相当数いたことがうかがえる。

この点、上記の居住人口及び居住世帯数は、帰還者及び移住者を合わせた人数であり、令和4年4月時点の居住人口1871人に対して、帰還者数は1290人と約3分の2を占めており、本件事故後に新規に浪江町に移住した者が約3分の1を

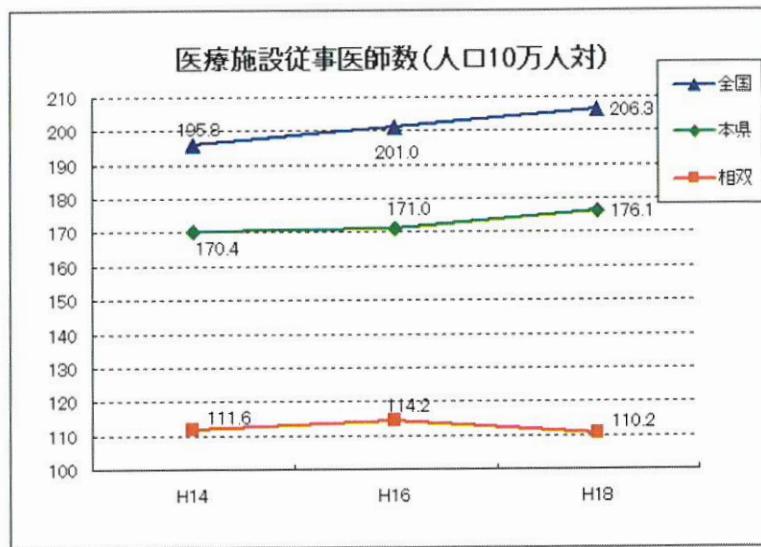
占めていることが分かる。中でも、20代から30代の移住者数が伸びている状況にある（乙B第697号証）。

一方、本件事故時に浪江町に居住していた住民に対する帰還の意向等の調査の結果をまとめた「浪江町住民意向調査報告書」のうち、令和5年3月時点における報告書（乙B第698号証）によると、本件事故時に浪江町に居住していた者の現在の避難先としては「福島県外」が全体の22.2%と最も多く、次いで「いわき市」が15.7%、「福島市」が13.1%、「南相馬市」が11.8%となっており（乙B第698号証・7頁）、多くの住民が浪江町と隣接する自治体ないし都市部に避難し、そのままそこで定住している様子がうかがえる。なお、こうした他所に移住している住民の中には、本件地震や本件津波被害によって移住を強いられた住民も相当数いると考えられる。また、帰還困難区域における特定復興再生拠点区域復興再生計画においては、避難先との二重生活を希望する町民が存在する旨が指摘されており（乙B第691号証・添付2の4頁）、既に避難指示が解除された地区においても、定住先と元居住地を行き来する二重生活を送っている住民も少なくないと推測される。

また、調査時点において浪江町に帰還しないと決めている回答者の帰還しない理由としては、「すでに生活基盤ができているから」（52.2%）、「避難先の方が、生活利便性が高いから」（43.0%）、「生活に必要な商業施設などが不足しているから」（25.2%）、「浪江町外への移動交通が不便だから」（13.5%）といった主として生活の利便性に関する理由が高い割合を占めている（乙B第698号証・18頁、48頁）。

帰還しない理由としては、ほかにも「医療環境に不安があるから」（39.3%）という回答も高い割合を占めているが、本件事故以前より、福島県の医療提供体制は極めて厳しい状況にあるといわれており、その中でも、浪江町が所在する相双地域は、特に医療資源が脆弱であることが指摘されていた。すなわち、相双地域においては、人口10万人あたりの医療施設従事医師数が全国平均及び福島県平均を大

きく下回り、かつ、年々減少傾向にあること、救命救急センターが存在しないこと等、医療体制について多くの問題を抱えていた。（以上、【図17】¹⁸、乙B第679号証・2~6頁、11~16頁、30~34頁等）



【図17】人口10万人あたりの医療施設従事医師数

一方、被告は、本件事故時に浪江町に居住していた者に対しては、居住用不動産に対する財物賠償に加えて、住居確保費用（帰還先住居の建替え・修繕費用や移住先住居の再取得費用が居住用不動産に関する財物賠償の賠償金額を超えた場合に、実際に負担した費用と自宅住居の財物損害賠償額との差額の一定割合を追加的な費用として支払うもの）の賠償を行っている。移住の場合の住居確保費用の賠償上限額の算定においては、宅地に関し、福島県内の都市部で住宅を購入できるよう、福島県内都市部の標準宅地単価と従前の居住地の宅地単価との差を填補する算定方法を採用している。

以上を踏まえると、浪江町への帰還が進まない背景には、生活の利便性や医療体

¹⁸ 出典：乙B第679号証・15頁

制の充実度の高い避難先地域において、被告からの賠償金を原資に生活基盤を得たことに基づく避難者各自の判断の結果であるという側面もあると考えられる。

5 現在の浪江町の状況

(1) 生活インフラ等

浪江町を通過する主要道路の一つである常磐自動車道は、本件事故後の平成27年3月1日に全線が開通した(乙B第493号証、乙B第494号証・15頁)。また、特別通過交通制度(帰還困難区域内の主要幹線道路の通過を認める制度)により、町内の帰還困難区域の主要道路の通過が可能となっている(乙B第495号証)。

浪江町には、JR常磐線の浪江駅が存在するが、同線は、平成29年4月1日に浪江駅から仙台駅間で、令和2年3月14日に富岡駅から浪江駅間の運転を再開したことにより、全線が開通している(乙B第494号証・15頁)。さらに、町の主要な公共交通機関として、令和3年4月1日に町内の主要施設を結ぶ路線バスが運行を開始し、同月14日にカーシェアリングレンタカーサービスが開始されている(乙B第494号証・15頁)。そのほか、浪江町においては、南相馬から浪江間、本宮から二本松間を結ぶ交通バスが運行しているほか、デマンドタクシーが町内運行を開始している(乙B第496号証)。

浪江町では、本件事故後、平成25年5月に「浪江町応急仮設診療所」(平成29年3月に「国民健康保険浪江町診療所」へ移行)が開設され、その後、平成30年8月、令和3年3月に歯科診療所2軒が再開している(乙B第297号証)。

また、浪江町にあった郵便局のうち、浪江郵便局は、避難指示解除後の平成29年4月4日に営業を再開している(乙B第498号証)。

本件事故時に浪江町にあった、あぶくま信用金庫、東邦銀行、JA福島さくら、相双五城信用組合の各支店が営業を再開している(乙B第496号証)。

さらに、浪江町は、令和3年3月に「浪江駅周辺整備計画」を策定し、浪江駅周辺のにぎわいをつくり、その効果を中心市街地全体に波及させ、町の活性化を図ることを目的とし、事業区域や整備する建物などを定めた。かかる「浪江駅周辺整備計画」に基づき、建築家の隈研吾氏や東京芸術大学の伊東順二氏らの協力のもと、建物や街並みのデザインを定めた「浪江駅周辺グランドデザイン基本計画」が策定され、令和8年度末の事業完了を目指している（乙B第699号証、乙B第700号証・2～3頁）。



(2) 営農の状況

震災後の浪江町における稲作の作付面積は以下のとおり推移している（【図18】¹⁹、乙B第680号証・2頁）。



【図18】浪江町の作付面積

¹⁹ 出典：乙B第680号証・2頁「令和5年産水稻作付見込面積」

米については、平成26年より水稻の試験栽培が開始され、全量全袋検査ですべて基準値以下という結果を得ており、平成27年より販売を開始している。令和4年までの水稻作付面積の推移は上記グラフ（【図18】）のとおりであり、令和4年には231ヘクタールに達した（200ヘクタールを超えた。）。令和5年の作付面積はさらに増加して275ヘクタール（2万7500アール）となることが見込まれており、年々増加傾向にある。また、令和3年9月から10月にかけては、苅宿地区及び棚塩地区において、もみや玄米を補完する施設であるカントリーエレベーターが整備され、営農再開及び新規就農者の後押しとなることが期待されている。（以上、乙B第494号証・8頁、乙B第684号証・3～4頁、乙B第695号証・5頁、乙B第680号証）

花きについては、平成26年より試験栽培を開始し、トルコギキョウ、ストック、カラー等を町内外に出荷している（乙B第494号証・8頁）。上記の表のとおり、避難指示解除後、浪江町における花きの作付面積は急速に増加しており、浪江町の新規就農者は、花きの就農者が中心となっている。

野菜については、玉ねぎ、えごま、いちご、長ネギ等の栽培が行われており、道の駅なみえ等で販売されている（乙B第494号証・8頁、下記（6）イ参照）。

もとより、浪江町の農地については前述のとおり全耕地面積の13.5%にあたる366ヘクタールが津波により流出又は冠水等の被害（塩害及び土地そのものの沈下を含む。）を受けており、ひとたび海水の浸透した農地を再度田畠として利用できるようにするために相当の手間と費用を要すること²⁰（乙B第702号証）に照らせば、本件事故にかかわらず農業再開を断念した農家も少なくないと考えられる。

²⁰ 津波により運ばれてきた汚泥は硫化鉄や二硫化鉄を含んでいる可能性があり、これらは空気に触れたり、土中で還元状態（空気から遮断された状態）になると硫酸や硫化水素が発生してしまうため、これを除去する必要がある（乙B第702号証・「3. 汚泥が堆積した水田で発生する問題」）。その後、土地に海水が入り込んでいるため土地を除塩する必要がある。土の塩濃度が高くなると、浸透圧が高まり植物の根の吸収作用を阻害したり、作物にナトリウムイオンによる生理障害が生じたり、土壤の単流化（団粒構造の破壊）等が生じたりして、これらの要因により作物が発育不能か発育不良になるためである（同「4. 塩害のメカニズム」）。その上で、土壤改良を行い、破損した用排水設備を改修等する必要がある。

なお、浪江町（帰還困難区域を除く）では、令和4年9月28日時点で摂取制限、出荷制限又は出荷・自家消費自粛等の指示の対象となっている食物は、平成26年度～平成30年度産米（県の定める管理計画に基づき管理されるものを除く。なお、令和4年産米については平成29年12月22日に認定された特定復興再生拠点区域に限り指示の対象となっている。）、たけのこ、たらのめ（野生のものに限る）、こしあぶら、原木しいたけ（露地栽培に限る）、野生きのこ（菌根栽培類、腐生菌類）、はちみつ（百花蜜に限る）、イノシシの肉、ヤマドリの肉、カルガモの肉、キジの肉、ノウサギの肉のみであり、田畠で栽培する野菜、果実、穀類はおよそ、出荷制限等の対象になっていない（乙B第587号証）。

（3）漁業の状況

本件事故前、漁業は浪江町の基幹産業の一つであったところ（乙B第684号証・2～3頁）、浪江町の請戸漁港は東日本大震災による津波で甚大な被害を受けた（乙B第703号証、上記第3も参照）。

もっとも、平成29年2月25日には、避難指示解除に先駆けて、南相馬市の真野川漁港に係船していた漁船26隻（浪江町と南相馬市小高区の漁業者の船）が請戸漁港に帰還し、同漁港から試験操業に出港することとなった（乙B第704号証）。



請戸漁港では、平成30年には海上の安全と豊漁を祈願する出初式が復活、令和2年4月には競りが再開し、首都圏を中心に「常磐もの」の流通が再開された。また、令和3年11月には、請戸漁港竣工式が行われた。現在、ヒラメ、カレイ、シラス、白魚、スズキ、メバルなどが水揚げされ、水産加工団地では、水揚げされた魚の加工事業も再開され、町内の店舗やイベント会場で販売が行われている。



(以上、乙B第494号証・9頁、乙B第694号証・表紙、8頁)

(4) 産業団地

浪江町は、本件事故後、浪江町北産業団地、浪江町南産業団地、浪江町棚塙産業団地、浪江町藤橋産業団地を整備した。

これらの産業団地では、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金、福島復興再生特別措置法による課税の特例、ふくしま産業復興投資促進特区(税制上の特例)、福島県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金(電気料金の補助)、浪江町移住検討者等町内滞在支援補助金、浪江町企業立地促進補助制度等の優遇制度が適用され、多くの企業が入居している。

このうち、浪江町棚塙産業団地には、世界最大級の水素製造施設「福島水素エネルギー研究フィールド」が存在し、トヨタ自動車株式会社等が水素事業に参加している。(以上、乙B第494号証・10頁、乙B第705号証、乙B第706号証、乙B第707号証、乙B第708号証、乙B第709号証、乙B第710号証・4頁)



(5) 教育機関

ア 「なみえ創成小学校」・「なみえ創成中学校」

浪江町における町立の小学校6校及び中学校3校は、本件事故後、全て臨時休校となったが、平成23年8月25日より、浪江小学校及び浪江中学校が、平成26年4月1日より津島小学校が二本松市で教育活動を再開した（乙B第711号証・10頁）。

浪江町の避難指示が帰還困難区域を除いて解除された後、平成30年4月に、浪江東中学校舎を改修し、小学校と中学校が併設する形の新設校として、町内に、なみえ創成小学校及びなみえ創成中学校が開校し、小学生8名、中学生2名の合計10名が入学・転入した（乙B第711号証・10頁、乙B第712号証・表紙、2頁）。

その後も、同小学校及び中学校には、平成31年4月に小学生7名、令和2年4月に小学生4名・中学生3名、令和3年4月に小学生4名・中学生5名、令和4年4月に小学生4名・中学生3名、令和5年4月に小学生7名・中学生9名が入学し、令和5年4月時点で、同小学校に38名・中学校に23名が在籍し、元気に登校している（乙B第712号証、乙B第737号証、乙B第738号証）。

令和5年9月14日には、福島県庁（復興・総合計画課）の職員を講師に招き、小学5・6年生の児童が「福島県の魅力」を知り、「自分たちができること」を考える学習を行った。「ふくしまの過去と今」をテーマとした場面では、「復興（これまで以上によい状態にしていくこと）」の意味を知り、「ふくしまの10年後のミライ」をテーマとした場面では、福島県のSDGs18番目「複合災害から福島を復興させよう」を考える学習がなされた。授業に参加した児童は「浪



江町がより生活しやすい街になるようにしたい」など、一人一人が自分の目標をしっかりと持つことができたと報告されている（乙B第739号証）。

イ 「浪江にじいろこども園」

また、平成30年4月には、なみえ創成小学校及びなみえ創成中学校と同じ敷地内に浪江にじいろこども園が開園し、13名が入園した（乙B第712号証・36頁）。



その後、同園の園児数は増加し、令和5年1月時点の園児数は合計37名となっており（乙B第740号証）、園舎増築により定員を30名から90名に変更している（乙B第494号証・11頁）。

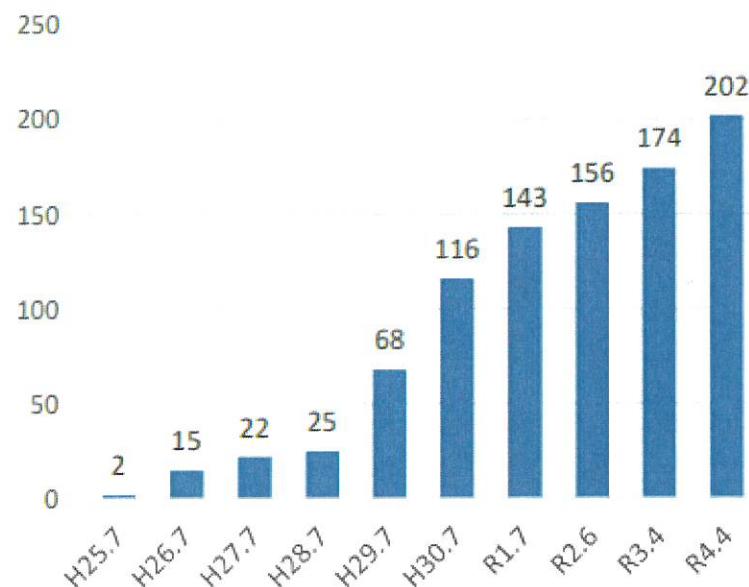
ウ 福島国際研究教育機構

令和5年4月1日に、福島国際研究教育機構（略称：F－R E I）の開所式が開催された。当日は、岸田文雄内閣総理大臣らが出席し祝辞を述べた。同施設は、浪江町が世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」となることを目指して、多様な研究開発、産業化、人材育成に取り組み、福島イノベーション・コースト構想を更に発展させる司令塔としての役割を果たすように、復興庁が中心となって設立された新たな法人である（乙B第696号証・11頁）。同施設では、政府が今後7年間でおよそ1000億円の予算を投じ、ロボットや再生エネルギー等の5分野で新産業創出や人材育成に取り組むものであり、浪江町内の仮の拠点でおよそ60人体制でスタートした。JR浪江町近くの約14ヘクタールの土地を取得し、本格的な拠点を整備し、今後7年間でおよそ50の研究

グループを設け、研究者や職員ら約600人体制への拡大を見込む（乙B第742号証）。

（6）その他の商業・交流施設

浪江町においては、平成25年7月に2事業者が初めて事業を再開して以降、事業を再開する事業者は年々増加しており、令和4年4月時点で合計202の事業者が町内で営業している（【図19】²¹、乙B第494号証・10頁）。



【図19】町内の再開事業者数の推移

²¹ 出典：乙B第494号証・10頁

ア 「まち・なみ・まるしぇ」

平成28年10月27日、浪江町仮設商業共同店舗施設「まち・なみ・まるしぇ」のオープニング記念式典が開催され、コンビニエンスストア、コインランドリー、飲食店等の10店舗がオープンした。



同月28日から30日にかけて開かれたオープニングイベントには、約1500人が来場した（乙B第714号証・表紙、10～11頁）。

イ 「道の駅なみえ」

「道の駅なみえ」は、浪江町の復興のシンボルとして、令和2年8月1日にプレオープン、令和3年3月20日にグランドオープンし、両日とも、県内外からの来場者は約4000人を数えた（乙B第715号証・8～9頁、乙B第716号証・4～5頁、乙B第494号証・10頁）。



同施設の来場者数は、令和2年には16万5274人、令和3年には46万7025人となっており、令和3年における相双地区全体における観光客入込数上位2位となっている（乙B第717号証・22頁）。

「道の駅なみえ」が運営しているSNSでは、町内で収穫された農産物や水産物その他の食品等が数多く販売されている様子が日々紹介されている（乙B第718号証）。



また、令和3年12月12日、「道の駅なみえ」内に、全国発となる「ラッキー公園 in なみえまち」が開園した。公園にはふくしま応援ポケモンの「ラッキー」をモチーフにした遊具が設置され、開園記念式典にはたくさんの子供たちが集まった（乙B第719号証・12頁）。



ウ 「ふれあいセンターなみえ」

「ふれあいセンターなみえ」は、介護関連施設「ふれあい福祉センター」、交流施設「ふれあい交流センター」、ボルダリング施設や遊具がある屋内遊び場「ふれあいげんきパーク」、屋外運動場「ふれあいグラウンド」の4施設を複合した施設で、



浪江町の新たなシンボルとして、令和4年6月18日にオープンした。「ふれあい福祉センター」では、要介護・要支援の認定を受けている人へのデイサービスや介護に関する相談を受け付けている。また、「ふれあい交流センター」には、会議室、和室、調理室、図書コーナー等があり、会議・イベント・サークル活動に利用されている。（以上、乙B第494号証・12頁、乙B第720号証、乙B第721号証、乙B第699号証・4～5頁）

エ 「浪江地域スポーツセンター」

「浪江地域スポーツセンター」は、平成28年10月に竣工した施設で、メインアリーナ、サブアリーナ、会議室、トレーニングルームを備えている（乙B第722号証・3頁、乙B第723号証）。

平成31年2月2日及び同月3日、「浪江地域スポーツセンター」において、町長杯ソフトテニスインドア選手権大会が開催された（乙B第724号証）。そのほか、同施設



は下記（7）記載の町内のお祭り等の交流活動にも積極的に利用されている。

オ 「イオン浪江店」

令和元年7月14日、イートインスペースも備えた「イオン浪江店」がオープンし、開店初日から多くの来店客が訪れ、長い列を作った。同店のオープンにより、従前、町内で購入できなかつた生鮮食料品や医薬品が購



入できるようになった（乙B第725号証、乙B第726号証）。同店を取材した記事によれば、オープンから3ヶ月が経過した時点において、同店には、町内で仕事をする人、家族連れや高齢者等が訪れ、夕方の店内は常に行列ができることがあることである（乙B第727号証）。

「イオン浪江店」は、令和4年6月10日より、燃料電池車を使った移動販売をスタートした。当該移動販売では、生鮮食品、冷蔵・冷凍食品・ホット商品等が店頭と同じ環境で購入できるほか、医薬品や酒がカタログからの予約で購入できるサービスや、車両にない商品を販売員に相談できる「御用聞きサービス」等があり、これにより、町内の買物環境が便利になった（乙B第699号証・13頁）。



また、令和5年4月5日からは同年3月31日に避難指示が解除された津島地区において「水素で走る移動販売車」の初回販売が行われた。イオンの移動販売車は令和5年度中に販売地区をさらに増やす予定であり、現在でも少なくとも町内15カ所で移動販売が実施されている（乙B第696号証・10頁）。

(7) 町内の市民活動・交流の状況等

ア 平成29年11月24日及び同月25日、浪江町地域スポーツセンターにおいて、震災後初めて町内で「復興なみえ町十日市祭」が開催された。福島県主催の「ふるさとの祭り2017 in 浪江町」と「福島ロボットテストフィールドプレOPEN祭ドローンフェスタ2017 in 浪江町」も同時開催され、露店約100店が立ち並び、2日間で約3万人の来場者で賑わった（乙B第728号証・表紙、23頁、乙B第729号証・2～3頁）。



平成30年11月24日及び同月25日、浪江町地域スポーツセンターにおいて、「復興なみえ町十日市祭」、震災後初となる大堀相馬焼協同組合による大堀相馬焼「大せとまつり」、日本野球機構による「ベースボールフェスタ」が同時開催された。会場には露店約100店舗が軒を並べ、ステージイベント等も行われ、2日間で3万7000人が来場した（乙B第730号証・表紙、5頁、17頁）。



「復興なみえ町十日市祭」及び「大せとまつり」は、令和元年11月23日及び同月24日にも同時開催され、2日間で約2万7500人が来場した（乙B第731号証・表紙、4～5頁）。その後、令和2年及び令和3年の「復興なみえ町十日市祭」は、新型コロナウイルスの影響で中止となっている。



イ 平成31年4月6日、請戸川リバーライン周辺を会場として「なみえ春祭り」が開催され、約1500人が来場した。会場には飲食店等の露店が軒を連ね、来場者はグルメを味わったほか、花火や桜を楽しんだ（乙B第732号証・13頁）。



ウ 令和元年8月10日及び同月11日、浪江町役場駐車場を会場として、「なみえ夏祭り」が開催され、2日間で約500人が来場した。両日とも町内の飲食店を中心とした露店市が行われた。10日夜には盆踊りと花火大会が、11日には「夏休み爆笑ライブ」が行われ、会場は大勢の観客で埋め尽くされた（乙B第733号証・表紙、14頁）。



エ 平成30年7月28日から同月30日の3日間にわたり、「相馬野馬追」及び「標葉郷野馬追祭」が開催され、町内では、震災後8年ぶりに、標葉郷の出陣式が行われ、浪江町、双葉町、大熊町からなる標葉郷の騎馬武者が町内を進軍した（乙B第437号証・表紙、13頁）。



令和元年7月27日から同月29日の3日間にわたり、「相馬野馬追」及び「標葉郷野馬追祭」が開催され、浪江町、双葉町、大熊町からなる騎馬武者が町内を進軍した（乙B第734号証・表紙、8頁）。

その後、令和2年の「相馬野馬追」及び「標葉郷野馬追祭」は、新型コロナウイルスの影響で中止となつたが、令和3年7月24日に、2年ぶりに、浪江町内で、「標葉郷野馬追祭」が開催され、浪江町、双葉町、大熊町からなる標葉郷の出陣式、お行列、凱旋式が行われた。騎馬行列を一目見ようと、沿道は大勢の観客で賑わつた（乙B第735号証・表紙、8頁）。令和4年7月、令和5年7月にも、「相馬野馬追」及び「標葉郷野馬追祭」が開催され、大勢の観客で賑わつた（乙B第692号証・10頁、乙B第741号証・16～17頁）。



第4 結語

以上のとおり、浪江町においては、本件地震や本件津波による甚大な被害もあつた中で、本件事故後の時間経過とともに除染が進み、空間放射線量も十分に低減し、一部地域を除いて避難指示が解除されるに至つてゐる。また、現状で避難指示が解除されていない地区のうち、特定復興再生拠点区域においては、令和5年3月31日午前10時をもつて当該区域全域の避難指示が解除され、それに先立ち令和4年9月1日からは準備宿泊も開始された。

本件事故時に浪江町に居住していた町民の中には、避難先の隣接自治体や都市部において新たな生活基盤やコミュニティを形成し、浪江町には戻らない者もいるが、帰還して生活を再建している住民も相当数に上つてゐる。

本準備書面で述べたように、浪江町では現在に至るまで活発な社会経済活動が行われております、相当数の住民が現に平穏に生活を営んでおり、平穏な生活を営むことができる環境にあることからすれば、原告らが本件事故の放射線の作用によって現在も避難継続を余儀なくされているか又は帰還し得ない状況にあるなどとはいえないことは客観的に明らかであり、その基礎となる事実を欠くといふべきである。

なお、第1で説明したように、本件事故がなくても浪江町は人口減少や高齢化が予想され、医療機関の不足等が問題となっていたのであり、その中で、上記のとおり、浪江町に帰還して生活を再建している住民も相当数に上っていることにも注目するべきである。

原告らの本訴請求については、このような避難指示解除後の浪江町の実情、現状を踏まえて判断されるべきである。

以上